

静岡県告示第150号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和7年3月7日

静岡県知事 鈴木康友

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第12条の31第2号

2 指定区域

静岡県御殿場市深沢字小倉南1766番28の一部